

## 平成28年度「東京都環境影響評価審議会」第5回総会 議事録

■日時 平成28年9月29日（木）午前10時00分～午後0時05分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

### ■出席委員

片谷会長、町田第一部会長、平手第二部会長、池本委員、木村委員、黒田委員、小堀委員、齋藤委員、坂本委員、佐々木委員、杉田委員、寺島委員、野部委員、藤倉委員、義江委員

### ■議事内容

#### 1 答申

「町田市資源循環型施設整備事業」環境影響評価書案

⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに悪臭、騒音・振動、水循環及び生物・生態系に係る指摘事項について留意すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申。

#### 2 諮問

「川口土地区画整理事業」環境影響評価準備書

⇒ 会長の指名により、第二部会へ付託。

#### 3 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告。

## 受 理 報 告

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環境影響評価準備書	・川口土地区画整理事業【法アセス】	平成 28 年 7 月 27 日
2 環境影響評価書	・(仮称) 大手町地区 D-1 街区計画	平成 28 年 7 月 28 日
3 事後調査報告書	・東京都東尾久浄化センター建設事業(工事の施行中その6)	平成 28 年 8 月 30 日
	・西秋川衛生組合第2御前石最終処分場建設事業(工事の施行中その6)	平成 28 年 8 月 18 日
	・調布都市計画道路3・2・6号調布保谷線三鷹都市計画道路3・2・6号調布保谷線(調布市富士見町～三鷹市野崎間)(工事の施行中その8)	平成 28 年 8 月 25 日
	・都営立川大山団地建替事業(工事の完了後)	平成 28 年 9 月 16 日
4 着 工 届 (事後調査計画書)	・光が丘清掃工場建替事業	平成 28 年 7 月 25 日
5 完 了 届	・(仮称) 晴海二丁目マンション計画建設事業	平成 28 年 8 月 4 日
	・紀尾井町南地区開発事業	平成 28 年 8 月 19 日
	・調布都市計画道路3・2・6号調布保谷線三鷹都市計画道路3・2・6号調布保谷線(調布市富士見町～三鷹市野崎間)	平成 28 年 8 月 25 日

平成28年度「東京都環境影響評価審議会」第5回総会

速 記 録

平成28年9月29日（木）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

(午前10時00分開会)

○池田アセスメント担当課長 それでは、定刻になりましたので始めさせていただきたいと思いをします。

本日は、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

事務局から御報告を申し上げます。

現在、委員21名のうち15名の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

それでは、平成28年度第5回総会の開催をお願いいたします。

本日は、傍聴の申し出がございますのでよろしくお願いいたします。

○片谷審議会会長 皆様、おはようございます。御多忙の中、また気温の変化が非常に激しくて余り快適ではない中でお集まりいただきましてありがとうございます。

会議に入ります前に、今、事務局から報告がありましたように、傍聴を希望する方がお見えになっているということでございますので、「東京都環境影響評価審議会の運営に関する要項」第6条第3項の規定によりまして、会場の都合から傍聴人の数を30名程度とすることにいたします。

では、傍聴の皆様を御案内してください。

(傍聴人入場)

○片谷審議会会長 傍聴の皆様方、朝早くからお疲れさまです。進行によりまして御協力をお願いいたします。

傍聴の皆様方におかれましては、傍聴を希望する案件の審議が終了した時点で途中で退出されても結構ですので、適宜、御判断をお願いいたします。

では、ただいまから、平成28年度「東京都環境影響評価審議会」第5回総会を開催いたします。

本日の会議の次第でございますが、お手元の資料の冒頭に書かれておりますように、答申案件1件に係る審議を行います。その後、諮問が1件、それから受理報告が何件かございます。それを受けるとい手順になっておりますので、よろしくお願いいたします。

では、早速、答申案件に入ります。

「町田市資源循環型施設整備事業」環境影響評価書案の答申に係る審議でございます。

この案件につきましては、第一部会で審議をしていただきました。

その結果につきまして、町田第一部会長から報告をしていただくことにいたします。よろしくをお願いいたします。

○町田委員 承知いたしました。それでは、資料1をご覧いただきたいと思います。

初めに、部会で取りまとめをいたしました答申案文を事務局から朗読してください。お願いします。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、1ページ、資料1を読み上げさせていただきます。

平成28年9月29日

東京都環境影響評価審議会

会 長 片 谷 教 孝 殿

東京都環境影響評価審議会

第一部会長 町田 信夫

「町田市資源循環型施設整備事業」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

おめくりいただきまして、2ページの別紙でございます。

「町田市資源循環型施設整備事業」に係る環境影響評価書案について

#### 第1 審議経過

本審議会では、平成28年3月24日に「町田市資源循環型施設整備事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における審議を重ね、都民及び関係地域市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表につきましては、4ページに記載がございます。

#### 第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

**【悪臭】**

本事業では既存施設の建替えに加えて、新たにバイオガス化施設を設置することから、臭気成分の焼却、脱臭装置による脱臭、メタン発酵槽等の密閉化など、環境保全のための措置を徹底すること。

また、事後調査において、悪臭防止対策の効果を確認し、必要に応じて追加の対策を検討すること。

#### 【騒音・振動】

工事用車両及び清掃車両の走行に伴う道路交通騒音レベルについて、一部の地点で予測結果が環境基準を超えていることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の環境保全のための措置についても検討すること。

#### 【水循環】

環境保全のための措置として、雨水浸透貯留槽及び浸透トレンチを新設するとしているが、各施設における浸透能力、構造等が不明確であることから、図や表などを用い具体的に記述すること。

#### 【生物・生態系】

残留緑地に隣接する既存工場棟の跡地に、まとまりのある緑地を配置し、計画地及びその周辺の緑地とのエコロジカル・ネットワークを創出するとしているが、事業の実施により既存緑地が減少し、動植物の生息・生育環境への影響が懸念されることから、環境保全のための措置を確実にを行い、生物・生態系に与える影響の低減に努めること。

以上でございます。

○町田委員 ありがとうございます。

それでは、審議の経過について御報告いたします。本評価書案は、平成28年3月24日に当審議会に諮問され、第一部会に付託されました。

それ以降、現地調査及び部会における4回の審議を行い、ただいま朗読いたしましたような答申案分として取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しまして、都民から1件の意見書の提出がありました。

また、関係市長等である町田市長及び相模原市長から意見が提出されております。

この意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されております。

なお、都民の意見を聴く会につきましては、都民からの公述の申し出がなかったため、開催されませんでした。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における現況調査、予測及び評価はおおむね東京都環境影響評価技術指針に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民等が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたしました。

次に、指摘の内容について御説明いたします。

本事業は、町田市下小山田町に位置する既存の町田リサイクル文化センターの清掃工場の建替えを行うものであり、対象事業の種類は「廃棄物処理施設の設置」でございます。

次に、答申案の内容について、御説明いたします。

まず【悪臭】の意見からですが、既存施設の建替えにより新たにバイオガス化施設を設置することから、臭気成分の焼却や脱臭装置による脱臭など、環境保全のための措置を徹底すること、また、事後調査において悪臭防止効果を確認し、必要に応じて追加の対策を検討することを求めるものでございます。

次に【騒音・振動】の意見ですが、工事用車両及び清掃車両の走行に伴う道路交通騒音レベルについて、一部の地点で環境基準を超えていることから、より一層の環境保全のための措置について検討することを求めるものでございます。

次に【水循環】の意見ですが、雨水浸透貯留槽及び浸透トレンチを新設するとしておりますが、各施設における浸透能力等が不明確であることから、図や表などを用い、具体的に記述することを求めるものでございます。

最後に【生物・生態系】の意見ですが、事業の実施に伴い既存緑地が減少し、動植物の生息・生育環境への影響が懸念されることから、環境保全のための措置を確実にを行い、生物・生態系に与える影響の低減に努めることを求めるものでございます。

以上で、私からの報告を終わります。

○片谷審議会会長 ありがとうございました。

では、ただいま町田部会長から報告していただきました内容につきまして御意見や御質問等を承りたいと存じます。特に順番等は定めませんので、どの部分についてでも結構でございます。いかがでしょうか。

これは第一部会で審議していただいておりますので、第二部会の御所属の委員の皆様は直接審議にはかかわっていらっしゃいませんが、何か疑問点等がありましたら承ります。

関係市長の意見も、たしか確認を求めるような内容であったように記憶しておりますけれ

ども、その認識でよろしいですね。

○宇山アセスメント担当課長 大きく修正を求めるようなものではなくて、保全措置を徹底してくださいといった意見が多くございました。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

この案件は、既存の焼却施設と同じ敷地内の空いているスペースに新しいものをつくって、その後に既存の施設を壊すというような計画ですので、比較的問題の起こりにくい案件であることは確かなのですが、ただ、やはり工事が行われますので、清掃車両については現在も施設がありますのでそれが特に変わることはないわけですが、工事に伴う環境負荷というのは当然プラスになります。

そのあたりをチェックしていただいたということですが、幾つか第一部会の審議結果の中にも、追加の対策の検討とか、より一層の徹底を求めるといった趣旨の御指摘がありますが、それ以外に特に重大な問題があるという御指摘は出ていないという状況かと理解できます。第二部会の委員の皆様、特に何か御発言はありませんか。

前にも申し上げましたが、私と藤倉委員の勤務先のすぐ近くなので、藤倉委員から何かコメントされることはありますか。

○藤倉委員 実は、教室の窓から見える施設なんです。日常から特に臭いがしたり、黒い煙が出たりというようなことは一切ありません。そういう施設ですので問題なくやっていただけかと思いますが、工事中の周辺への影響については、ぜひ一層の配慮をしていただくようにまた町田市のほうにお伝えいただきたいと思います。

○片谷審議会会長 よろしゅうございますか。

小堀委員、どうぞ。

○小堀委員 「生物・生態系」に関する審議結果のところですが、私は第一部会で審議に加わった一員ですが、この周辺は本当に緑が多いということで、周辺の緑地とのエコロジカル・ネットワークを創出すると書いてある。これは、大変すばらしいことだと思っております。

この対象になっている施設の周辺も、これは評価をしないと、どういうエコロジカル・ネットワークをつくるのがいいか。例えば、飛翔能力がある鳥の場合にはかなり大きいスケールのエコロジカル・ネットワークを考える必要があるでしょうし、それから移動能力の小さい小型の哺乳類ですね。赤ネズミとか、そういうものになってきますと、これはかなり小さいスケールになります。



そういうようなことで、全ての生物にとってエコロジカル・ネットワークというものは現実にはないので、ここの周辺にどういう生き物がいて、どういうものを保全する価値があるのかということ配慮した緑の評価というものをさせていただいて、対象種をある程度絞り込んだ現実に保全の価値のあるものにしていただきたいという思いがあります。

希望ということで、以上です。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。今の御意見も、事業者はその旨お伝えください。

なかなかこういう廃棄物関連の施設で、こういったエコロジカル・ネットワークの創出といったようなことが図書に書いてある例は多くはないので、これは良い例として、でも図書の上での文字だけではなくて実行されて初めて価値が出てきますので、良い例になるように積極的に取り組んでいただくように事業者にお伝えいただければと思います。

ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

木村委員、どうぞ。

○木村委員 前に別の案件でも申し上げたんですけれども、この「騒音・振動」のところ工事用車両の話が入ってくるのですが、工事用車両によって一時的に交通量が変わるということ、あるいはその施設ができることによって清掃車のような流れが変わるということで、これは騒音だとか、振動だとか、大気汚染だとか、そういう項目で今までチェックされているんですけれども、それは前に申し上げたようにやはり不自然だと思うんです。

交通量の変化そのものをアセスの対象として取り上げるようなことはできないかどうかと、前に申し上げたんですけれども、その辺については制度上の問題もあると思うのですが、ぜひ御検討いただけないかと思います。

○片谷審議会会長 事務局、何かコメントされますか。

○宇山アセスメント担当課長 現状、案件によってはシミュレーション等をしているものもありますけれども、基本的には現況の交通量をベースに考えているということで今までやってきておりますので、今後の検討課題としてどこまで交通の流れの変化を、特に流れの変化が激しいところはやるべきか。

駐車場の設置とかはショッピングセンターでもやった例がありますけれども、多くはないので、事業者さんにお金もかかることですし、なかなか難しいところでもあるのですが、今後の課題として検討させていただきたいと思います。

○片谷審議会会長 自治体によっては、他の道府県の条例では交通という項目があったり、あるいは交通安全という項目があったりする例もありますし、東京都でも現在オリンピッ

ク・パラリンピックの自主アセスでは交通も項目として取り上げていますので、そういう例もありますから、今後のこの条例アセスでもそれがどこまで可能かというようなことは条例改正時でないとなかなかできないことですので、検討を進めていただいて、次の改正時に入れたほうが良いという判断があれば、そこで入れるということはぜひ御検討いただきたいと思えます。

木村委員、よろしいですか。

○木村委員 はい。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。特にほかに御発言がないようでしたら、この案件につきましては先ほど町田部会長から報告いただきました内容をもって審議会の答申にしたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○片谷審議会会長 ありがとうございます。では、先ほどの御報告のとおり答申とすることにいたします。

では、事務局から答申書のかがみを配付してください。

(答申書かがみ配付)

○片谷審議会会長 事務局から、答申書を読み上げていただけますでしょうか。

○池田アセスメント担当課長 それでは、読み上げさせていただきます。

28東環審14号

平成28年9月29日

東京都知事殿

東京都環境影響評価審議会

会長 片谷 教孝

「町田市資源循環型施設整備事業」環境影響評価書案について（答申）

平成28年3月24日付27環総政第1095号(諮問第457号)で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほど読み上げさせていただいたとおりでございます。以上でございます。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。では、ただいま読み上げていただきましたと

おり、知事に答申することにさせていただきます。

この案件については以上でございまして、次に諮問案件について進めてまいりたいと存じます。今日の諮問案件につきまして、事務局から提案をお願いします。

○池田アセスメント担当課長 それでは、お手元の資料2、諮問文でございます。朗読させていただきます。

28 環 総 政 第547号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第84条第1項の規定に基づき、下記事項について諮問する。

平成28年9月29日

東 京 都 知 事 小 池 百 合 子  
記

諮問第461号 「川口土地区画整理事業」環境影響評価準備書

よろしくお願ひいたします。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

この案件、「川口土地区画整理事業」環境影響評価準備書につきましては第二部会に付託させていただきます。第二部会の委員の皆様方は、審議をよろしくお願ひいたします。

では、この諮問案件の概要につきまして事務局から説明をしてください。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、御説明させていただきます。お手元の薄い黄緑色のとても分厚い冊子になります。こちらは法アセスの案件でございまして、表紙に「川口土地区画整理事業 環境影響評価準備書」と書いてあります。条例アセスでいうところの評価書案でございます。

条例アセスの図書を読み慣れているとつくりが違ったりしますので、ちょっと読みにくかったりとか、ページの振り方が違ったりしますので、若干見づらいところもありますけれども、御説明させていただきたいと思ひます。

それでは、まず1-1ページをご覧ください。

「都市計画決定権者等の氏名及び住所」ということで、都市計画決定権者は八王子市でござ

ざいます。

事業者につきましては、川口土地区画整理組合設立準備会でございまして、本案件は都市計画決定を伴う案件でございますので、都市計画決定権者がアセスをやるということになってございます。

それでは、おめくりいただきまして2-1ページをご覧ください。

対象事業の目的及び内容でございます。

対象事業の種類は土地区画整理事業。

2.2で、対象事業の目的としましては、本事業は「東京都西南部の流通業務施設に関する整備方針」、こちらは東京都の方針です。それから「都市づくりビジョン八王子」、これは八王子市のマスタープランでございます。こういった計画方針に基づいて、地域経済の振興や首都圏物流の効率化を目的として、自然環境に十分配慮しながら圏央道の整備効果を生かした流通・産業拠点の基盤を整備するものでございます。

それでは、おめくりいただきまして2-2ページに位置図等がございます。上の図で、若干細かいんですけども、左上のほうですね。北西側に黒い濃い実線がございますけれども、こちらが計画地でございます。北側には秋川街道、西側には都道の山田宮の前線、それから計画地の下を圏央道が通っております。

それから、計画地のちょうど南側に八王子西インターチェンジというのが最近できましたので、こういった整備効果を生かして物流拠点を整備しようというものでございます。

それから、この八王子西インターチェンジから右上に道路が伸びていると思います。これは現在、途中までできておりますけれども、ちょうど計画地の南側を通る北西部幹線というまた別のアセスの案件でございますが、こちらがちょうどこの計画地の南側のところと、本件土地区画整理事業の終了とほぼ同時にここまでつながる予定となっております。

それから、ちょっと南に離れたところに高尾駅、南東側に8キロほど離れたところに八王子駅がある。こういった位置関係になってございます。

下側の写真が計画地でございますけれども、見ていただきましてお分かりのとおり山林ですね。ほぼ山林以外は何もないような状況でございます。

隣の2-3ページが、より詳細な図ということで4つの町、上川町、川口町、西寺方町、美山町という4つの町にまたがる区域、計画地となっております。北側には川口川、南側には山入川がございます。

また、現地視察のときにも見ていただこうと思っておりますけれども、南側の山入川は伏流して

しまつてほとんど水が現在ないような状況となっております。

それでは、おめくりいただきまして、2-4ページが土地利用計画の方針でございます。

上から3行目です。天合峰に続く主尾根を境に、右側の土地利用計画図と一緒に見ていただければと思うんですけども、ちょうど真ん中のCと書いてあるところから濃い緑色と黄緑色、この境目がちょうど主尾根になっておりまして、この南東のあたりに天合峰という峰がございます。

その北側を自然環境保全ゾーンとして保全するゾーン、それから南側のクリーム色のところに流通業務団地をつくるということで、こちらが流通業務ゾーンとなっております。

2-4ページの表2.5.1-1で、基本方針としましては、天合峰に続く主尾根を含めてまとまった緑の保全等を図り、丘陵地としての連続性を担保する。

それから、南側については広域物流センター、地域配送センター、倉庫や流通加工機能を持つ物流施設等の立地を地区の南西部側に集約をするとともに調整池等をつくる。

それから、最後の●です。発生集中交通量を適正に処理するために、北西部幹線道路と山田宮の前線を接続する計画道路を対象計画区域内に整備するというので、2-5ページで言うところの南側の灰色、グレーの道路が北西から南東に向かって伸びていると思いますけれども、この北西のほうは都道に接続しまして、南東側が今、整備をしている北西部幹線道路に接続する予定でございます。

それから、2-4ページの一番下の表の土地利用面積です。公共施設としては一番大きいのが公園で93.6ha、割合にして54.3%、続いて緑地で25.3ha、割合にして14.7%ということで、かなり大きな開発もしますけれども、緑地もしっかり残して、さらにしっかり管理をしていい自然を残していくという方針でございます。

それから、宅地としましては流通業務用地が全体の16.9%、それから山を崩して切り土、盛り土をしていきますので法面がかなり出るということで、法面が9.7%、合計は172.3haの土地となっております。

2-5ページです。先ほど御説明させていただきましたけれども、北側が緑地として公園緑地として残す部分。それから、北側の北東側の緑色というか、黄色というか、この色のところが公園管理施設用地ということで、緑地をしっかり守ったりとか、あとは環境学習に使えるような管理施設等をつくる予定でございます。南側が、流通業務用地となっております。

それから、ところどころにオレンジ色の部分がありますけれども、この地域は急傾斜地ですとか、あとは沢が結構ありまして土石流の危険がある場所がありますので、今回の区画整

理に伴って、そういった危険な箇所を全て工事するという事で土砂防災工、のり砕工と砂防堰堤工の記載がございます。

それから、おめくりいただいたのが断面図となっております、2-5ページのA、B、Cのそれぞれの断面でございます。断面図の左側にオレンジ色の線がありますけれども、この線で造成をするということでございます。分かりやすいのは、BとかCですね。BとかCの山を削ったところを谷のほうに埋めて、基本的には切り土、盛り土で全てバランスさせて、外には土は持ち出さないといったような計画になってございます。

おめくりいただいて、2-8ページが公共施設の配置の方針ということで、まず道路計画でございます。先ほど御説明した道路で、北西から南東に長く続く1本の道が区画道路1号、それから西側の都道にすりつけるところでコのようになっている部分が区画道路2号でございます。それぞれの断面図の記載がございます。

それから、お隣は公園・緑地計画です。これは、おめくりいただいて2-10ページをご覧ください。北側を自然環境の保全ゾーンということで、特に濃い緑色のところはいきものの森ということで、基本的には人の立ち入りを制限して生物・生態系の保全に努めるゾーンでございます。あわせて、沢ですね。水系保全ゾーンですとか、現在湿地となっているところの保全ゾーンというところを設けて自然環境を守っていかうという部分でございます。

それからその左、あとは右下ですね。南東側等に緑色の部分がございますけれども、ここがふれあいの森ということで、こちらについては散策路ですとか休憩場を整備して、人と自然との触れ合い活動ができるようなゾーンでございます。

薄いピンク色のところが散策路になっておりまして、中央に赤い三角がありますけれども、こちらが天合峰というところで一番高いところとなっております。

それから、北東側に管理棟施設ですとかフィールドアスレチック広場を設けまして、子供等が遊べるようなあそびの森という位置づけにもなっております。

南側ですが、先ほど御説明したクリーム色が流通業務施設用地、それからグレー色の道路がありまして、業務用地を囲むように黄緑色の残留緑地を設けまして緩衝帯とするという計画でございます。

それから排水施設計画ですけれども、2-12ページをご覧ください。基本的に開発するのは南側ということで、南側に調整池を4つ設けまして、それから排水路も設けまして南側の山入川のほうに排水していくという予定になってございます。

それから、土地利用計画が2-14ページにございます。南側の流通業務用地に区画①～⑩ま

でございますけれども、こういった区画を整備しましてこちらに流通業務団地をつくる計画となつてございます。

お隣の2-15ページが工事計画の概要でございます、表が概略の工事工程でございます。順調に進めば、平成29年9月に準備工に入りまして、それから伐採工ということで山林を切る。それから、仮設道路をつくった上で造成工事に入って道路等もつくっていくという計画で、最終的には工事期間45ヶ月、平成33年の5月完成を予定としてございます。

おめぐりいただきまして、2-16ページで上が供用の予定です。まず平成29年度に工事を開始しまして、平成30年度は造成工事、平成31年度は引き続き造成工事をしますけれども、北西側の道路の接続部分の完成と区画①の供用開始を予定してございます。平成32年度には区画②が供用開始、最終的に平成33年度には残りの全てを供用開始する予定となつてございます。

お隣の2-17ページが造成計画でございます。茶色が切り土、クリーム色が盛り土ということで、クリーム色が今、谷になっているようなところで低いところ、茶色が山の尾根の部分なので、こちらを切って黄色のほうを埋めていくという計画となつてございます。

2-19ページが、工事用車両の主な走行経路でございます。基本的には、北側は都道の山田宮の前線、それから秋川街道から入ってくる。南は山田宮の前線から入ってきて、基本的には流通業務団地用地の西側から入っていく。それから、北側の管理棟のところは現道がもうほとんどございませんので、新しい道路をつくる予定となつてございます。

それでは、かなり飛びますけれども8.1-1をご覧ください。ちょっと探すのが大変かもしれませんが、環境影響評価項目の選定でございます。基本的には法アセスでございますので、主務省令を参考に項目を選定してございます。

こちらの表は、主務省令で基本的には選ぶとしている項目が○となつてございます。◎につきましても、主務省令では基本的には選ばなくてもよいことになっているんですけども、今回は選んでいるところでございます。×につきましても、主務省令で選ぶところを選んでいるというところがございます。◎が結構多くなっておりますけれども、特に右から4列目の工事の実施の、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行というところが網掛けになっていて、上から○、◎、◎、○、○となつております。ここは、知事意見でやるようにつけて、特に◎のところはやりますということで追加で入れていただいたところでございます。

それから、上から7行目の水環境のその他の水循環も工事中、完了後、両方とも◎がついております。こちらも、もともとは選ばない予定だったんですけども、こちらを選ぶように

という知事意見をつけまして、八王子市がこちらもやりますということでつけたところがございます。

その2つ下の地形、地質の斜面の安定性の完了後の◎につきましても同様です。それから、下から3行目の人と自然との触れ合い活動の場の最後の、交通の集中というところも、知事意見に対応して新たに予測評価をしたところということで、これまで配慮書、方法書と知事意見をつけてきましたけれども、基本的には八王子市はしっかり対応していただいているのかなというところがございます。

説明は、以上でございます。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

通常ですと、ここでそんなに審議ということまではしないんですけども、このところずっと新たな案件の諮問のときには、私の独断で委員の皆様からの御質問をお受けするようになっておりますので、今日も御質問をお受けしたいと思っております。この案件は、環境影響評価法が改正になって配慮書という制度ができて、少なくとも東京都においてはこれが最初の案件ということになります。ですから、配慮書の審査、審議を行った最初の案件ということで、それが配慮書、方法書と進んで今回評価準備書が出てきたというものでございます。

そういうことで、この審議会としても配慮書から始まった最初の案件ですので、新たな経験をする案件ということになるかと思っております。第二部会で審議をしていただきますので、特に第一部会の御所属の委員の皆様は、直接御意見等を承る機会がこの後、答申の審議のときまでございませんので、もし御質問、あるいは御意見等がありましたら、今日この場で御発言をお願いしたいと存じます。もちろん、第二部会の皆様も先に確認をしておきたいことなどありましたら御自由に御発言ください。いかがでしょうか。

池本委員、どうぞ。

○池本委員 申し訳ありません。今の御説明の確認なんですけれども、最後に御説明いただいた8.1-1ページのところで、知事意見で追加された項目という説明があったと思います。それとは別に、この表の中では網掛けの部分で、準備書で新たに追加した部分というのがあるように感じるんですが、その違いというのはどのようなところなんでしょうか。

○宇山アセスメント担当課長 ちょっとややこしいんですけども、まず先ほど言った上の網掛けの資材及び機械の運搬に用いる車両運行の縦5つ、○、◎、◎、○、○とあると思っておりますけれども、特に◎のところはもともと省令では選ばなくていいとされていたのですが、知事意見をつけてやるとしたところがございます。



その上の○は、粉じん等ですね、あとは騒音、振動については、方法書までは影響が余り大きくないので、省令では基本的にはやる項目になっているんですけども、やらないとずっと言ってきたのですが、やるべきではないかという知事意見をつけて、やりますと言ってきたところでございます。

その隣の建機の稼働の◎につきましては、特段知事意見はつけていないのんですけども、八王子市のほうで自主的にやるとして追加してきたところでございます。

ちょっとややこしいんですけども、そういうことでございます。

○池本委員　あとは、水循環も追加になったという御説明があったような。

○宇山アセスメント担当課長　水循環は配慮書のほうで意見をつけて、方法書の段階ではもう追加になっていたということです。これまでしっかり対応してきていただいているということで、ちょっとややこしいんですけども、済みません。

○片谷審議会会長　配慮書が加わったことによって最初が2段階になりましたから、最初の配慮書で意見を出して入れてもらったところと、方法書の段階で入れてもらったところと、さらには事業者さんが自主的に追加されたというものもあるということで、かなり複雑な関係になっていますね。

では、ほかの御質問や御意見を承ります。

これは、配慮書のときにA案とB案というのがあって、どちらがA案だったか覚えていないんですが、そのときに点の高かったほうが採用されて、ほとんどそのときの案のままでこの現在の事業計画というのは出てきていると理解してよろしいんですか。それとも、何か配慮書の時点とは少し違いが出てきていますか。

○宇山アセスメント担当課長　また探るのが大変かもしれませんが、2-33ページを見ていただきたいと思います。こちらはA案、B案としてありまして、上のA案が北東部案ということでゾーンを2つつくってそこを道路でつなげるような案ですね。それから、B案が今の案でございます。

A案のほうが、2つのゾーンに分かれるので開発面積が大きくなって、伐採する森林も多くなるとか、あとはオオタカの活動範囲にこちらは入ってしまうということで、そういったこともあってB案のほうが優れているということになりまして、基本的にはこのB案に基づいて準備書までできているところでございます。

○片谷審議会会長　この2-33ページのB案の図を見ると、今回の計画とほぼぴったり重なっているという理解でよろしいんですね。配慮書のときの結論のとおり、計画が進行していると

いう説明でございます。いかがでしょうか。

小堀委員、どうぞ。

○小堀委員 今のB案は、緑、公園の部分というのを2つに分断しないで1つのまとまりがあるという意味では、A案よりも緑地とか、そういう生態系の面ではいいのかなと思うのですが、一方で主な尾根の部分自然ゾーンと流通ゾーンに分けるということで、現実には2-7を見るとそんなに高低差があるようには見えないんですが、現実には2-5を見ますと土砂の防災工というのが非常に多くなっています。これは、何とかこういう人工的なことでなくて、自然にも工夫をしたようなやり方というのはないのかなと、ちょっと私としては気になりました。

○宇山アセスメント担当課長 大分後ろのほうになりますので、後ろからいったほうが早いかもしれませんが、10-32ページです。

例えば、この上がもともとの予定というか、沢の源頭部、上流部のほうですけれども、普通にのり枠をして造成区画、左のほうにいくという形なのを、この源頭部をさらに保全して、法面もなるべくなだらかにして、できるだけそういった保全をすとか、法面はもちろん緑化しますし、そういったものも含めて、なるべく人工的ではなくて自然環境に近いような緑化をしていきたい。

そういうことは、ここだけではなくてほかにも書いてあるんですけども、一応そういうことはうたわれてはありますが、特に先生の御指摘のとおりだと思いますので、そういったことをしっかり伝えて、より追加でできることがあれば考えていっていただきたいと思えます。

○片谷審議会会長 では、第二部会で審議していただく際は、今の小堀委員の御指摘も参考にしながら進めていただければと思います。これはかなり悩ましい問題で、防災のための工事というのは自然環境の維持と必ずしも整合しないところがあって、バッティングというか、トレードオフに近いようなところもありましてなかなか難しいのですが、その中でベストの選択というのを多分この図書の中でしていただいているとは思いますが、そのあたりは部会の審議の中でもよく確認をしていただきたいと思えます。

私も、まだこの辺まで全然読めていなくて、今の時点では何もコメントできないのですが、審議のほうでよろしくお願ひしたいと思えます。

ほかの御質問や御意見を承ります。なかなか現地の様子がよく分からないので質問しにくいところもあろうかと思いますが、これは間もなく現地調査が予定されている話ですね。これは非常に大規模な案件でもありますし、配慮書から始まった最初の案件だということもあ

りますので、第二部会だけでなく第一部会の所属の委員の皆様もできるだけ現地視察に参加していただき、そこで気づかれた点はその場で発言していただくなりして今後の審議に反映していただくようお願いしたいと思いますので、ぜひ現地視察への参加をお願いいたします。

小堀委員、どうぞ。

○小堀委員 会長がおっしゃるとおりです。やはりトレードオフの関係があるというのは承知をしているのですが、法律でもグリーンインフラと最近非常に取り上げられていますので、そこら辺をトレードオフでないやり方ですね。そういうものをグリーンインフラのコンセプト、やり方も取り入れてしていただけると、また新たな良い事例の一つになるのかなと思っています。よろしくをお願いします。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

では、特に今日この時点ではもう御発言がないようですので、一旦この諮問案件については閉じさせていただきたいと思います。先ほど申し上げましたように現地視察がございましたので、そのときにぜひできるだけ多くの委員に御参加いただき、どんどん御意見を出していただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

では、次に進ませていただきます。受理関係になります。事務局から報告をお願いいたします。

○池田アセスメント担当課長 それでは、受理関係について御報告いたします。

資料3をご覧ください。今回、環境影響評価準備書1件、ただいまの川口の件ですね。それと、環境影響評価書1件、事後調査報告書4件、着工届1件、完了届3件を受理してございます。それでは、受理報告につきましては担当から御説明をさせていただきます。

まず、最初に「(仮称)大手町地区D-1街区計画」環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連について御説明差し上げます。

資料の7ページをお開きください。

今回の評価書につきましては、受理日は平成28年7月28日でございます。説明させていただきます。

「大気汚染」についてでございますけれども、意見書の内容につきましては、建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、最大着地濃度地点では本事業による寄与率が高い上に、二酸化窒素については環境基準を超えていることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の環境保全のための措置についても検討することでございます。

ちなみに、そのときの二酸化窒素の寄与率は46.7%、浮遊粒子状物質は22.6%でございました。

今回、意見を踏まえまして評価書の記載内容につきましては、詳細な施行計画を作成する際には、周辺環境への影響を低減させるために、工事工程や建設機械の稼働時間、配置等を詳細に検討することを環境保全のための措置のページのところに追記してございます。

具体的には、お手元の薄グリーンの評価書の93ページになりますけれども、この環境保全のための措置の2)の予測に反映しなかった措置の中に、建設機械に対する措置がずらっと並んでおりますが、一番下の環境保全のための措置の内容云々の詳細な検討というところは、先ほど読み上げさせていただいた内容をここに反映させていただいております。

続きまして、もう一つ「大気汚染」ですが、駐車場の供用に伴う大気汚染の評価において、評価の指標とした環境基準は超えていないものの、排気口の位置が地表付近に点在していることから、事後調査において、事業の実施に伴う影響を調査し、必要に応じて更なる環境保全のための措置を検討することという意見でございました。

評価書の記載内容でございますけれども、駐車場排気口の高さを変更いたしまして再予測を行ってございます。

評価書の81ページをご覧ください。こちらが駐車場と、あとは熱源の関係の排気口の位置と高さを示させていただいているものでございます。

評価書案と変更されたところでございますけれども、一番大きい建物のB棟の排気口の高さにつきましては0mのまま、現在変更はございませんが、排気口の数減らしまして今回再評価をしております。

続きましてA棟のほう、一番右下のところですが、こちらは従来0mであったものを今回1mに変更させていただいております。

それと、C棟のこの広場のところですね。ここにつきましては当時、評価書案では0mだったものを1mに、それと排気口が2ヶ所設置予定でございましたけれども、1つ減らして2個あったものを1個に減少させてございます。

D棟はB棟の奥のところでございますけれども、こちらは逆に排気口の高さが5mあったものを3mに変更してございます。

続きまして、89ページをご覧ください。

この排気口の高さ、あるいは数の見直しをして再予測した結果でございます。二酸化窒素につきましては、前回のとき駐車場の供用に伴う付加濃度につきましては0.00533ppmであつ

たものが、今回は0.00225ppmとほぼ半減されております。これは最大着地濃度になりますけれども、半減させております。寄与率も、前回の評価書案のときは17%になっておりましたけれども、8%に改善されております。浮遊粒子状物質のほうも改善はされましたけれども、もともと0.00001mg/m<sup>3</sup>だったものが未満がついたというような形になっております。

前回の議論のときには、高さの問題が非常にクローズアップされていたかと思えますけれども、今回1mに高さを変更して予測・評価をしたところ、現状では前回の評価よりもよくなってきているというところがございます。

まだまだ今後計画が具体化していく中で、駐車場の排気口の位置や方向、そういうものにつままして引き続き検討を続けるということを環境保全の措置のほうに追記をしております。今後、また改善をしていきたいとしております。

本日の資料、7ページのほうにお戻りいただければと思います。

続きまして、「騒音・振動」でございます。建設機械の稼働に伴う騒音・振動レベルは評価の指標を満足するものの、これらの数値が高い。建設機械の稼働に当たっては、事前に工事工程や建設機械の配置を詳細に検討するなど、騒音・振動の低減に努めることという御意見をいただいております。

評価書の記載内容でございますけれども、今回、建設機械の稼働台数等の予測条件を見直して再予測を行ってございます。

評価書の119ページをご覧ください。

119ページの上、表8.2-17、建設機械の種類・稼働台数・騒音レベルでございます。評価書案のときには、同様の予測・評価をしたときに過小評価になることが経験上分かっていたということで、こここのところの設定を工事ごとに作業単位を考慮した上で、建設機械の組み合わせをユニットという形でやっておりました。シンプルに説明しますと、この稼働台数を全て2台、ペアでやるような形の予測をしていたところがございます。

今回、前回の指摘をいただきまして、その稼働台数を1台に変更したことをはじめ、こちらのパワーレベルの設定を見直しまして予測評価をしております。振動につきましても、同様の見直しを行っております。

そして、見直した結果でございますけれども、123ページをご覧いただきたいと思えます。上の表が騒音、下のほうが振動の予測結果ということで、こちらに評価書案の数字が出ているわけではないんですけれども、数字につきましては前回、評価書案でお示した数字とほぼ同様の結果が得られてございます。

その他、環境保全のための措置といたしまして、周辺環境への影響を低減させるために、詳細な施行計画を作成する際には、工事工程や建設機械の稼働時間、配置等を詳細に検討することということを環境保全の措置のところに追記してございます。

本日の資料の7ページにお戻りください。

今度は、「騒音・振動」の工事用車両につきまして、走行に伴う道路交通騒音について、増加分はわずかであるものの、現状においても環境基準を超えている地点があることから、より一層の環境保全のための措置を検討して騒音の低減に努めることという御意見をいただいております。

評価書の126ページをご覧ください。こちらが、環境保全のための措置の中の工事中の施行中のものがございます。その中の予測に反映しなかった措置の中の②工事用車両に対する措置にいっぱい・が書いてありますけれども、その一番下、詳細な運行計画を作成する際には、周辺環境への影響の低減や安全面を考慮して、工事用車両ルートの場合等を検討するという追記してございます。

また、済みませんが、本日の資料の8ページをご覧ください。

「風環境」のことでございます。知事意見につきましては、建設後の風環境評価が2領域悪化する地点があり、また、計画地内には多くの人が集う大規模広場を整備する計画があることから、さらに良好な風環境を確保するように努めることといただいております。

評価書の180ページをご覧ください。こちらは、風環境のほうの環境保全のための措置でございます。こちらの工事の完了後の予測に反映しなかった措置のところに2つ追記させていただいております。

下から2番目、今後、詳細設計を進めていく中で、風環境評価が2領域悪化する地点や多くの人が集う大規模広場に留意して、引き続き風環境への影響を低減させるための環境保全のための措置の検討を行う。

工事の完了後に風向・風速の現地実測測定を実施し、予測結果と実測結果の比較を行うとともに、必要に応じて追加の環境保全対策を適宜検討する。

これを、追記させていただいております。この事業はかなり長い期間をかけてやっていくものですから、これから詳細設計を進めていくことになっておりますので、そこでもしっかり検討をし、完了後はなるべくしないほうがいいのだと思いますけれども、完了後もきちんと調査をして適宜検討していくということを追記させていただいております。

続きまして、「景観」でございます。本日の資料の8ページをご覧ください。

意見のほうですが、計画地は東京都や千代田区の計画において、皇居の水や緑との調和を尊重し、風格ある新たな都市の景観の形成を求められていることから、このことについて、今後、十分に検討し、必要に応じて分かりやすく説明することということでございます。

評価書のほうにつきましては、東京都景観計画や千代田区美観地区ガイドプラン等に留意した都市景観への寄与がなされるよう、デザインのあり方、緑や水辺空間の創出について引き続き検討することを、評価書の中の環境保全のための措置に追記してございます。

それと、具体的なみどり空間の配置の考え方につきましては、資料編のほうに追記をさせていただきます。

資料編の152ページをご覧くださいと思います。こちらにみどりの空間の配置の考え方としまして、152ページから154ページまで記しております。こちらのみどりの空間の配置の考え方におきまして配置計画、あるいは右側のイメージ図を使いながら分かりやすく説明しているところがございます。

特に今回のみどりの空間の配置の考え方としましては、皇居、この計画地が存在します大手町、それからちょうどこの地区が大手町と日本橋をつなぐ地点ということで、皇居と日本橋を結ぶ緑のネットワークを形成するという考え方で、今回、考慮されているところがございます。

「（仮称）大手町地区D-1街区計画」につきましては、以上でございます。

○片谷審議会会長 一旦、ここで切りましょう。

かなり大きな規模の事業の評価書が出てまいりましたので、今、事務局から知事意見に対する評価書での対応内容について説明していただきましたが、これは第二部会で意見を出された委員の皆様方、あるいはほかの委員の皆様も御発言いただいて結構ですが、何か気づかれたことがありましたら御発言をいただきたいと思います。

木村委員、どうぞ。

○木村委員 大気汚染のところなのですけれども、駐車場からの排気口のすぐそばに人が通るということで、そこでの特に窒素酸化物の予測というのがもともと焦点になったと思います。

今回の意見書の資料で見ますと、引き続きその辺の問題については検討するという事なんですけれども、窒素酸化物の大気中での反応によってNOからNO<sub>2</sub>に変換するという、そのメカニズムから考えると、このプロセスというのはかなり複雑で、排気口のところの排気ガスが外気とどのぐらいの速さで混合するかで大きく影響されるわけですね。ですから、風が複

雑であることから、事前にそれを予測するという事は非常に難しいと思うんです。

そういう意味で、この意見書の内容というのは、実際に設置されてから、それをしっかり測って環境基準等を考えつつ、修正があれば排気口の形状とか高さとかを変えて対応していただきたい。そういうふう読みとれるような内容になっているんですけども、その右側のほうの評価書の記載内容はその辺が曖昧で、実際に予測不可能なので、実際に濃度を測ってもらって、具合が悪ければその排気口の高さ、あるいは形状、それから吐出速度、そういったものを変えることによって、環境への変化を小さくしてもらいたいと思います。

予測できない部分であり、なおかつその形状の変更や何かは、場合によってはそんなに難しいことではないと思うので、その辺のところを徹底していただきたいように思うのですが、いかがでしょうか。

○池田アセスメント担当課長 業者のほうも今後具体的な設計、あるいは先生がおっしゃられたような施行後について、引き続き駐車場の排気口の位置や方向については検討していくと言っておりますので、先生の考え方については、今回の件は事業者のほうに伝えていきたいと思います。

○片谷審議会会長 排気口の直近での拡散にしろ、化学反応にしろ、そういう挙動というのは、現在の予測手法でも十分にはカバーし切れていないというのが、今の木村委員の御指摘の趣旨です。私もそのとおりだと思いますので、そこは事後調査でしっかり調べて、問題になるレベルの数字が出てくるようならば当然追加の保全措置、その排気口の形状の変更なり、高さの変更なり、そういうことを検討していただかなければいけないと思いますので、設計段階ももちろん重要ですけども、おそらく供用後の完了後の事後調査が一番重要になってくる部分かと私も思います。ぜひその辺のことは、事業者に留意するようにお伝えください。

○池田アセスメント担当課 伝えていきたいと思います。

○片谷審議会会長 では、ほかの御意見や御質問を承ります。

佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 今のことにちょっと関連して、評価書の意見書については、高さですとか位置ですとかをお願いしたところ、今回出てきたのはそういう部分もありますし、排気口の数を減らすというところが2ヶ所もあって、ここで評価することとは違うのかもしれませんが、それで今度は駐車場の空気が非常に悪化しないのかと、素人考えですが、ちょっと感じたのですが、その辺は十分考えていらっしゃるのでしょうか。

○池田アセスメント担当課長 そちらにつきましても、事業者のほうは、議論になっている



のは外ですけれども、駐車場の中についてもそれが滞留するとかがないように検討して対策はとってございます。

○片谷審議会会長 通常、地下駐車場とかビルの中の駐車場というのは換気設備を当然整えて、それを最後にどこから出すかという部分が今回の変更の趣旨ですので、出口の数が減ったからといって中の換気設備が縮小されるという意味ではない。

通常ですとそういうことになりまして、さすがにビル事業者がその辺に手を抜くことはないだろうと思いますので、その辺はちゃんとやってくれるということでもいいと思います。そういう点ももちろん含めて事後調査で確認ができますので、そこが一番やはりポイントかと思えます。

ほかの御質問や御意見は、ありますでしょうか。

では、特に御発言がないようですので、次の受理報告を進めていただくようお願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、続きまして事後調査の報告をさせていただきます。

本日の資料の9ページをご覧ください。

まず1つ目です。「東京都東尾久浄化センター建設事業」、下水処理場の建設事業でございます。

番号を見ていただくと、67番です。答申日は平成2年ということで、かなり昔の案件でございます。息の長い取組みとなっております。事業の種類は、終末処理場の設置でございます。

それでは、お手元のホチキスどめの事後調査報告書をちょっと見ていただきたいんですけども、おめくりいただきまして2ページ目に位置図がございます。北側に荒川、隅田川とありまして、隅田川沿いに首都大学東京の隣に計画地がございます。処理した水を隅田川のほうに放流するものでございます。

場所としましては、ちょうど南側に都電荒川線が通っているのと、南東側に町屋駅があるという荒川区のそういった地点でございます。

今回の調査対象は右側の3ページございまして、赤い尾久系ポンプ棟ですね。こちらは処理場の施設、下水処理施設ではないんですけども、一応関連事業ということで入っているものでございます。今回は尾久系ポンプ棟、それから青い部分がもう既にでき上がっているところでございます。それから、グレーの部分はまだこれからつくるところでございます。緑色の部分は関連工事ということで、車路をつくるといった簡易な工事をやった部分でございます。

ます。

それでは、本日の資料の9ページにお戻りいただきます。

所在地は荒川区東尾久七丁目、計画敷地面積は約7.4ha、主要施設としては脱炭酸・薬注・脱臭棟、砂ろ過槽、脱リン槽、放流ポンプ棟でございます。

関連施設としましては、今、申し上げた雨水排除のための尾久系ポンプ棟と、西日暮里系ポンプ棟でございます。

工事予定期間としましては3期ありまして、第1期は平成11年度に終了してございます。第2期が現在で平成17年度～平成33年度まで、それから第3期においては平成38年度で全て完了する予定でございます。

事故調査の区分は、工事は施行中その6でございます。

調査結果ですけれども、3項目ございまして、地盤沈下、土壌汚染、残土の処分状況となっております。

まず1の地盤沈下ですけれども、調査期間中における地盤の変動量は-3.7mm～+1.3mmであって、いずれも大きな変動は見られなかったことから、今回の工事の実施による地盤への著しい影響はなかったものとしてございます。

それから、予測・評価をした事項でございませぬけれども、その他ということで事後調査で報告することとなっていた土壌汚染です。平成24年にこの浄化センターの敷地内の土壌から、法令で定められた基準を超過する重金属類等やダイオキシン類が検出されたため、工事を一時中止しまして全体調査を行ってございます。その結果、12の物質で法及び条例で定める基準値を超過したということで、またホチキスどめの資料を見ていただきたいんですけれども、16、17ページでございます。

16ページは、詳細調査結果ということでございます。こちらはかなり大規模に出ましたので、御存じの方は御存じかと思えますけれども、ダイオキシン類が最大検出値で110万pg-TEQ/gということでかなり大きな値が出てございます。そのほかの項目についても大きな値が出ているものもございまして、検体数としてもかなり多いということで、大規模に土壌汚染が見られた地域でございます。

17ページが最大値の検出箇所ということで、かなり広がってございます。

それから、21ページが形質変更時要届出区域指定範囲図となっております、見ていただきますと、色がついていないところはもう既に建物が建っているところですか、まだ届け出をしていないところもありますけれども、見ていただくとほぼ全域が形質変更時の要届出

区域に指定されていることが分かるかと思えます。

それでは、本日の資料の9ページにまたお戻りいただきまして、2の(1)の土壤汚染の2パラ目です。こういった汚染土壤の確認を踏まえまして、まず表層上が汚染されている区域ではアスファルト舗装、鉄板の敷設等により汚染土壤の拡散防止を実施いたしました。

それから、今回の調査対象である尾久系ポンプ棟は掘削工事を5mほどしておりますけれども、その箇所については汚染の度合いが軽微なものについては掘削除去をして適切に処理をしたほか、今後、尾久系ポンプ棟の一番下に封じ込め槽をつくりますので、そこで遮水工による封じ込め、これは汚染の度合いが比較的重いものはそちらに封じ込めをする予定でございます。今後、さらに対策をとった部分につきましては、またそのときの事後調査で報告をさせていただきます。

それから、(2)残土の処分状況でございます。今、土壤汚染で申し上げたのは尾久系ポンプ棟のことだったんですけれども、こちらは西日暮里系ポンプ棟の工事が終わったということで、その際の建設発生土の再利用処分状況の表となっております。

発生土量としましては、一次掘削工、沈下掘削工、あわせまして241,000m<sup>3</sup>、241,000m<sup>3</sup>のうち231,900m<sup>3</sup>については新海面処分場にて基盤整備用材として再利用をしております。

それから、汚染の度合いが比較的重いものにつきましては、西日暮里系ポンプ棟の下部に封じ込め槽を設けまして封じ込めをして、平成26年3月現在ですけれども、残りの部分については場内に残置して、その後、適切に処理されたものでございます。

苦情につきましては、ございません。

東尾久につきましては、以上でございます。

○池田アセスメント担当課長 続きまして、資料10のページをご覧ください。

事業名は、「西秋川衛生組合第2御前石最終処分場建設事業」でございます。

答申日は平成10年9月28日で、今回の受理日は平成28年8月18日でございます。

事業の種類は、廃棄物処理施設の設置でございます。こちらは、最終処分場になります。

規模でございますけれども、位置はあきる野市網代483番地外ということと、容量につきましては廃棄物処分容量が70,000m<sup>3</sup>、覆土容量が17,000 m<sup>3</sup>。

建設工事の期間につきましては平成11年度～平成12年度、廃棄物の埋立期間につきましては平成12年度～平成55年度でございます。

事後調査の区分は、工事の施行中その6になります。

調査項目は、「水文環境」でございます。

「水文環境」のうち河川の流量でございますけれども、報告書の7ページをご覧ください。こちらが、水文環境の調査地点を示させていただいております。この処分場は、沢の上流側を開発しまして埋立処分場をつくっております。

この処分場をつくったことによりまして、大雨の際に今までの保水機能が少し変わっておりますので、沢に影響を与える可能性があるということで、洪水調整用量を有する防災調整池を設置しております。この防災調整池を設置することによって、その河川の流量、流域に影響が少ないと予測評価をしてきているところでございます。

それで、今回の報告でございますけれども、防災調整池設置後は降水時の水量が調整池容量を超えることはなく、調査期間中、今回の場合は平成21年度から平成27年度分でございますけれども、防災調整池からの放流は計画放流量の0.695m<sup>3</sup>/secということで、これ以下を遵守して放流しております。

なお、河川、先ほど言いました沢でございますけれども、その流量につきましては評価書時、それと今回の工事着工時の流量と大きな差は見られず、下流の河川の流下能力を下回るものでございました。

続きまして(2)地下水の水位でございますけれども、こちらも報告書の7ページをご覧ください。

図中のB-1、T-1'、T-3'、T-4'この4ヶ所で地下水の水位を測定しております。調査期間中の地下水の水位の変化につきましては、T-1'においては水位の最低値が約3m低下いたしましたけれども、評価書の現況調査における近傍調査地点の変動幅と同程度であることから、地下水の季節的な変動の範囲であると考えられております。

その他の地点においては水位の低下は見られず、事業実施区域及びその周辺では地下水位の著しい変化はないものと考えてございます。

苦情につきましては、ございませんでした。

続きまして、右側の11ページに移りたいと思います。こちらの事業につきましては、「調布都市計画道路3・2・6号調布保谷線、三鷹都市計画道路3・2・6号調布保谷線（調布市富士見町～三鷹市野崎間）建設事業」でございます。

答申日は平成8年11月25日、受理日は平成28年8月25日でございます。

事業の種類は、道路の改築でございます。

規模でございますけれども、報告書の5ページをお開きください。今回の工事につきましては、この5ページの太線で書かれているところが全体の区間になってございます。起点につき

ましては、図の下のほうが調布市富士見町三丁目付近、終点につきましては図の上のほうの赤丸がついているあたりですが、三鷹市の野崎二丁目になります。

工事期間につきましては平成13年度～平成28年度、供用開始は平成29年度の予定でございます。

今回の報告につきましては、この図中の一番上、第IV工区と書かれている赤丸のついているところの結果報告でございます。

調査項目は、「騒音」、「振動」でございます。

「騒音」につきまして、報告書の10ページをご覧ください。こちらの10ページの図が、今回の騒音調査地点の位置図でございます。一般部における調査結果につきましては、街築工／街きょ等の設置が72dBということで、予測結果が80dBだったところ72dB、舗装工／敷均し・転圧は予測結果が76dB～80dBのところ79dBと、予測と同程度または下回ってございました。

予測を下回った理由でございますけれども、施工計画の見直しを行いまして使用機械の変更したことであるとか、今回の調査地点までの距離は予測時が5mだったんですけれども、13mとちょっと遠かったということが考えられてございます。いずれの工種におきましても、環境確保条例に基づく、指定建設作業に適用する騒音の勧告基準（80dB以下）を下回ってございます。

続きまして、「振動」でございます。こちらは報告書の11ページをご覧ください。先ほどの図の右側のほうになります。

一般部における調査結果は、舗装工／敷均し・転圧は予測結果が66dBのところ53dBで予測結果を下回ってございます。

予測を下回った理由につきましては、調査地点までの距離が先ほどと同様に予測時が5mだったところ、実際に測定する段階では13mと遠かったことが考えられてございます。

いずれの工種につきましても環境確保条例に基づく指定建設作業に適用する振動の勧告基準（70dB以下）を下回ってございました。

苦情につきましては、ございませんでした。

こちらの道路につきましては、以上でございます。

続きまして、「都営立川大山団地建替事業」でございます。資料につきましては、12ページになります。

今回のものは、答申日は平成5年12月21日、受理日が平成28年9月16日でございます。

事業の種類は、住宅団地の新設でございます。

規模につきましては、緑色の薄い報告書をご覧いただければと思います。5ページになります。こちらの5ページが計画地位置図ということで、ご覧いただきますように立川にあります昭和記念公園のすぐ北側ということになります。住所で言えば、立川市上砂町一丁目でございます。

敷地面積は156,622㎡、住宅戸数は1,544戸、棟数につきましては28棟、駐車場台数は732台。

工事期間は、平成6年度～平成26年度でございます。

事後調査の区分につきましては、工事の完了後でございます。

今回の調査項目につきましては、「大気汚染」「騒音」「振動」「日照障害」「電波障害」「景観」でございます。

まず、1の「大気汚染」でございます。報告書の20ページをご覧ください。こちらが、大気汚染の調査地点図になります。ちょっと小さいのでございますけれども、中心のほうに灰色の丸が3ヶ所ございます。ST.1という左端のほうのところと、ちょうど地図の真ん中にあるST.2というところと、その右側にあるST.3という3ヶ所で測定をしております。

測定の結果でございますけれども、二酸化窒素の7日間平均値は0.011ppmから0.015ppmでございます。予測結果の年平均値、0.03057ppm～0.03128ppmを下回っております。

日平均値の最大値につきましては0.014ppm～0.017ppmでありまして、全地点で参考とした環境基準値、日平均値が0.04ppm～0.06ppmのゾーン内、またはそれ以下を下回っております。

一酸化炭素の7日間平均値につきましては0.3ppm ございまして、予測の結果、年平均値の0.96927ppm～0.98619ppmを下回っております。

また、日平均値の最大値は0.3ppm～0.4ppmございまして、全地点で参考とした環境基準値、日平均値が10ppm以下を下回っております。

今回、予測値が下回ったのは、近くに都市計画道路が開通したことによる自動車交通量自体が減少したこと等が考えられます。

開いていただいております、20ページをご覧くださいませでしょうか。このちょうど図面の真ん中に計画地がございますけれども、そのすぐ上にちょっと太い横方向の道路、立川3・2・16、国営公園北線という幹線道路が完成したために、これがないときはこの団地内を抜けて通行するような状況だったところが、この道路が完成したことによって通過してきた車両がこちらに移行したものと考えてございます。

続きまして、「騒音」でございます。騒音の報告につきましては、26ページをご覧ください。

26ページも同様の位置図でございますけれども、今度は灰色の四角、左端のSt.1と、地図の真ん中あたりのSt.2と、その右のほうのSt.3という3ヶ所で測定をしてございます。

事後調査の結果でございますけれども、最大値は44dB～60dBでございます、予測結果の46.4dB～64.6dBと同程度、または下回ってございます。等価騒音レベルにつきましては、昼間は62dB～63dB、夜間が55dB～56dBでございます、昼夜ともに一部において環境基準値を上回ってございます。

基準を上回った主な理由でございますけれども、交通量に対して関係車両の割合が低いことから、関連車両以外の通過交通量の影響によるものと考えてございます。

続きまして、「振動」でございます。振動も同じページのところで測定をしてございますけれども、事後調査の結果、最大値につきましては42dB～48dBでございます、予測結果が42.2dB～45.7dBでございますので、比較しますとSt.2とSt.3ではおおむね同程度でございましたけれども、St.1につきましては予測を上回ってございます。

報告書の31ページをご覧ください。この31ページの写真をご覧いただきたいと思っておりますけれども、今回St.1が上回った理由でございますが、この写真の中ほどに四角の線で囲われたところがございます。こちらは、ちょうど道路が何かによりましてへこみができてしまった。そのタイミングで測定をしてしまった関係で、今回の基準を上回る数字が出たものと考えてございます。

それでは、資料の13ページをご覧ください。

「日照障害」でございます。報告書の38ページをご覧ください。こちらが等時間日影図の事故調査のもの、右側が評価書の時のものでございます。

工事完了後の冬至日における日影の状況につきましては、評価書において予測した範囲と見比べていただきますとほぼ同程度ということでございまして、建築基準法で定められた日影の規制を満たしていると考えてございます。

続きまして、「電波障害」でございます。こちら、報告書の44ページをご覧ください。こちらは、東京スカイツリー局と東京タワー局につきまして調査したものでございますけれども、ほとんど調査地点で良好な受信可能な状況でございました。

唯一、この図を見ていただいて、ちょっと字が小さくて申し訳ございませんが、⑭という黄色のものがございます。こちらは評価Ⅱということで、広域局にて受信不能やフリーズが

みられる状況ということで1点ございました。この周辺を見ていただくと薄いブルー色がかかっておりますけれども、こちらはケーブルテレビの加入建物ということで、周辺はケーブルテレビの利用者が多いということと、事業者への苦情も今回この建物によってきていないことから、今回テレビの視聴については影響ないものと考えてございます。

続きまして、13ページの「景観」でございます。

まず、(1)の地域景観の特性の変化の程度でございます。今回、既存樹木の保全であるとか、移植及び新たな樹木の植栽等により、緑の多い広い空間の中に住棟、建物ですね。住宅棟が点在する景観となっております。また周辺の環境と調和を保った田園都市型の景観となっており、今回評価したところ景観特性に大きな変化は見られてございません。

次に、代表的な眺望点からの眺望の変化でございます。報告書の53ページをご覧ください。53ページ以下につきましては、各眺望点からの変化の様子を示させていただいております。計画地の外周部に植栽を施すとともに、駐車場を配置して計画地自体、建築自体がセットバックしたことによりまして周辺環境と調和した景観が維持されまして、予測と大きな変化はございません。

続きまして、圧迫感の変化の程度でございます。報告書の57ページをご覧ください。こちらの下表でございます。計画建築物による角度の変化を見てございますけれども、先ほど申し上げましたように、セットバックしたことによって圧迫感の変化は予測結果と同様に程度は小さいというふうに評価してございます。

苦情につきましては、ございませんでした。以上でございます。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

では、今、報告をいただきました事後調査の報告、4件につきまして御質問や御意見を承ります。いかがでしょうか。

藤倉委員、どうぞ。

○藤倉委員 東尾久浄化センターの土壤汚染に関して、3点ほど質問します。

今回たまたま見つかったということで、その他ということで御報告をいただいているんですけども、まず、そもそもなぜ見つかったのか。多分、搬入場所の受け入れ基準に合っているかどうかということ、どういうタイミングで検査をして見つかったのかということです。

それから、土壤汚染のレベルを見ますとかなりすごい土壤汚染で、地下10mぐらいのところからダイオキシンの濃い塊があって、ほかにもいろいろな層から出ていて、河川敷であるこ



とを考えるとおそらく昔の埋め立て地か何かがあって、焼却灰そのものに当たったので物すごいダイオキシンなどがあったのかなと思うんですけども、都としてはこのあたりの土壤汚染の原因についてどういうふうに考えていらっしゃるのか。

それから、テトラクロロエチレンなどの有機塩素系化合物のVOCが出ていますので、この敷地内の地下水について土壤汚染が出たら多分調べていらっしゃるんじゃないかと思うんですけども、どんな状況かというデータがあれば教えていただきたいと思います。

というのは、荒川、隅田川に隣接していて一回掘ってしまうと攪乱して浸出しやすいおそれも出てくるのではないかと思うので、今の3点をお願いします。

○片谷審議会会長 多分この件は佐々木委員が一番詳しいと思いますので、事務局から御回答いただく前に佐々木委員から情報提供をお願いしたいと思います。

○佐々木委員 では、情報提供をさせていただきます。

ここは工場跡地で、以前に食塩電解を黒鉛電極で行っていた事例になります。通常の大気由来ではなくて、その工場が終わった後にといいますか、黒鉛電極を使った食塩を電気分解したときにはその電極がぼろぼろ崩れますので、大体敷地の低目のところにその汚泥を埋めるというのが、ここですとか、ほかにも都内にございます。

ここもそういった事例で、隣の公園も同じ工場があって、全体がダイオキシンやその他の項目で汚染されているというような、従来知られていなかった食塩電解という非常に古典的かつ現在はチタン電極を使っていますのでダイオキシンは発生しないのですが、昭和40年代半ばまでは都内でここと北区のほうにございます。非常に特異的なダイオキシンができます。

それで、対策なんですけれども、すぐ隣に隅田川があるということで、多分その辺は事業者の方も十分注意して封じ込めをしてくださったと思いますが、何らかの災害時などにその封じ込めが壊れて隅田川などに流出しないようにというようなことが非常に重要かと思えます。

本来、適切な土壤処理をするべきですけれども、私自身もこの手の土壤対策については国際的にもいろいろ国際学会等で情報収集をしたのですが、なかなか適切な処理法もない。日本だけではなく、世界各国でその辺は困っている事例となっております。ですから、封じ込めというのはやむを得ない措置だったとは思っています。その封じ込めの際に十分なことをしていただければ、災害時に隅田川に流れ出ないようにと、そんなふう考えております。

なお、この原因者につきましては裁判にならず認めてくださっております。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

事務局から、補足されることをお願いします。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、そのほかの項目について、まずなぜ見つかったかという、発生土を持って行く際に受入れ先の受入れ基準を確認するために定期的に確認していると思いますけれども、その中で出てしまったということで、それが平成24年だというふうに伺っております。

それから、地下水汚染についてです。こちらも確認しましたところ、地下水汚染もやはりかなり出ております。ただ、周辺に飲用井戸はないということで、それも含めて形質変更時要届出区域に指定されているということでございます。

○片谷審議会会長 藤倉委員、どうぞ。

○藤倉委員 ありがとうございます。水銀などもちょっと高いので、黒鉛電極による土壌汚染は私もちょっと勉強してみたいと思いますけれども、アセスメントの事後調査として御報告いただいでいて、多分、土壌汚染については別途詳細な調査結果などがおそらく公表もされているのではないかと思いますので、地下水も含めてなんですけれども、アセスの事後調査報告書の中にここに情報がありますよという情報源情報をむしろ記載をしていただくことで、事後調査報告書が必要以上に過大にならず、かつ、情報を調べたい方にはきちんと公開されるように情報源情報の記載というのを、今後もおそらく情報が出てくると思いますのでお願いできればと思います。

○片谷審議会会長 要するに、アセス条例の枠組み以外の環境保全の必要性がある事項ということになるかと思しますので、今、御提案があったように、そういう別の法令で調査が必要になったものについてはそういった調査報告書を引用というか、どこどこを参照するということだけ記載してもらえば、事後調査報告書としてはそれで十分であろうということで、私もそのように思しますので、その辺の取扱いは事務局で御対応を御検討ください。

では、ほかの御質問や御意見を承ります。

小堀委員、どうぞ。

○小堀委員 今の案件の資料の17ページに、ダイオキシン類、重金属の詳細調査があります。これはゲートボール場とテニスコートというのがありますが、ここが一切、調査地点になっていないというので、ここら辺の調査はちゃんとしてあるのかということですか。

それから、施設の概要というので、7.4haのうち3.7haは都立公園として利用予定と書いてありますが、これは今回のアセスの対象のところの面積内の話なのか、全体のことなのか。いずれにしろ、公園として本当に適しているのかという点についてもちょっとお伺いしたい

と思います。

○宇山アセスメント担当課長　まず、17ページのテニスコート、ゲートボール場ですけれども、現在これがありますのでその下は調査できないということで、実際にここにも下水処理場をつくりますので、その際に下も全部調査をしてやるということで、これはまだ調査をしていないということです。

通常のアセスでも、例えば建替えなどだと、その建替部分はまだ壊していないので、アセスの段階ではまだ調査できないんですけれども、実際に壊した段階で調査をして、それは事後調査で報告してもらおうということになっていますので、これはまた今後出てくるということでございます。

それから、公園の3.7haにつきましては、都内の下水処理場を御存じであれば、結構上部利用ということでろ過槽等の上を使っているんで、今回のところも砂ろ過槽と脱リン槽の上に人工地盤をつくって公園をつくるということで、土壌汚染の影響はそんなにないかというところでございます。

○片谷審議会会長　よろしいですか。

○小堀委員　あとは、今回のアセスとは関係ないし、平成4年にされたということなんですが、三河島の水再生センターの二次処理水をこちらの今度の計画地のほうに長い送水管で、これは多分できていると思うんですが、三河島の二次処理水をわざわざこっちへ持って行って高度処理をしなければいけないのはなぜか。なぜこちらでできないか。わざわざその上流域に新たな施設をつくった理由というのが分かればと思います。

○宇山アセスメント担当課長　済みません。経緯は確認しないと分からないんですけれども、多分敷地の問題で、大きな敷地が必要ですので、三河島の水再生センターの周辺でとれなくて、ただ、やはり河川の水質ですとか東京湾の水質を改善していこうということで、二次処理水をさらに処理してきれいにしようという趣旨ではつくったと思うんですけれども、その辺の経緯は確認させていただきたいと思います。

○片谷審議会会長　放流されるのはいずれにしても隅田川ですから、確かに上流ではあるんですけれども、別の河川に流すよりは心配は少ないかなという気はします。では、経緯は一応確認して小堀委員にお伝えください。ほかはいかがでしょうか。

藤倉委員、どうぞ。

○藤倉委員　西秋川の衛生組合のほうですけれども、これは確認ですが、事後調査報告書の19ページを見ますと、これはまさに対象の処分場の写真だと思うんですけれども、ごみが相

当プラがそのまま埋まっている。

それで、同じ報告書の1ページ目の廃棄物の種類を見ると、可燃ごみの焼却残渣及び不燃ごみということなので、この時点では不燃ごみとして相当量のプラっぽいものが入っているようなのですが、平成25年から熔融となっていますし、後ろのほうの58ページを見ると、既に埋まっている廃棄物も掘り起こしてもう一回熔融するというふうに書いてあるので、今はこういうプラが直接入ってくるようなことはなくなって焼却灰、熔融されたものが埋まっていくというふうに理解すればよろしいでしょうか。

○片谷審議会会長　どうぞ。

○池田アセスメント担当課長　藤倉委員がおっしゃるとおりでございます。

○藤倉委員　もともとはプラなんです。

○池田アセスメント担当課長　昔は普通の焼却炉でございましたので、不燃は破碎処理した上で埋め立てていたという状況でございます。

○片谷審議会会長　ごみの分別方式も大分この間に変わってきていますので、その辺の影響が出ているということですね。ほかはいかがですか。

では、特にほかに御発言がないようですので、受理報告については以上とさせていただきます。

全体を通して何か発言をし忘れたとか、今思いついたとか、そういうことがありましたら承りますが、いかがでしょうか。

特に御発言がありませんので、これをもちまして本日の審議を終わることにいたします。

では、傍聴人の皆様、お疲れ様でした。順次、御退場をお願いいたします。

(傍聴人退場)

(午後0時05分閉会)